

芦屋市人権施策に関する進行管理調書

(平成29年度実績報告書・平成30年度実施計画書)

市民生活部 人権推進課

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理											
主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
3-1 女性の権利	①講座・研修の内容を充実し、男女共同参画社会の意義を普及させます。NP〇等による市民への啓発や各種の活動への取り組みを支援します。	1	男女共同参画に関する講座等	男女共同参画センター講座や事業の実施 (年間8講座・事業程度)	男女共同参画センター事業として、男女共同参画啓発講座、健康講座、人間関係講座等12講座・事業を実施した。	618	796	B	・男女共同参画の視点からの子育て支援や健康増進、父親の家事参加促進等、様々な種類の講座を通して、意識啓発を行うことができた。 ・参加者数が定員を下回っていた講座もあったため、講座に魅力を感じ、申し込みにつながるような周知、広報活動の方法について、更なる検討が必要である。	男女共同参画センター講座や事業の実施 (年間8講座・事業程度)	男女共同参画推進課
		2	特集記事等による広報啓発	広報における特集や主要記事の掲載	広報あしや 6月15日号 男女共同参画週間 11月15日号 女性に対する暴力・児童虐待・いじめ STOP!! 合同街頭啓発キャンペーン 1月15日号 女性活躍推進事業 ASH IYA RESUME 2月15日号 ウィザスあしやフェスタ2018	0	0	B	・読みやすい書き方や内容を心がけ、男女共同参画について知ってもらえるきっかけづくりができた。 ・課題としては、掲載数でなく、より周知すべき内容などを厳選して掲載し、啓発につなげる必要がある。	広報における特集や主要記事の掲載	男女共同参画推進課
		3	啓発パンフレット等の発行・配布	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	・センター通信「ウィザス」を年4回発行し、市内の公共施設などへ配架した。(4,500部発行) ・デートDVに関するチラシを成人式で配布した。また男女共同参画センターで配架した。(ホームページにはデートDV啓発漫画を掲載)	107	109	B	・成人式では、デートDVに関する啓発チラシを配布することで、多くの若年層にデートDVの理解を促すことができた。 課題として、デートDVだけではなく、男女共同参画に関するテーマでチラシや啓発パンフレットを作成する必要がある。	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	男女共同参画推進課
		4	男女共同参画推進条例趣旨の啓発	・講座・事業実施時にアンケートに、条例の認知度についての項目を入れるとともに条例啓発パンフレット(概要版)を配付する。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布する。	・講座・事業実施時のアンケートに、条例認知度についての項目を入れ、条例啓発パンフレット(概要版)を配布した。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布した。 ・精道中学3年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布した。	0	0	B	昨年の週間記念事業では条例全文を配布したが、本年は条例啓発パンフレットを(概要版)を配布し、わかりやすく条例を知ってもらえるきっかけとなった。	・講座・事業実施時にアンケートに、条例の認知度についての項目を入れるとともに条例啓発パンフレット(概要版)を配付する。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布する。	男女共同参画推進課
		5	広報紙等による啓発と情報提供	広報あしや・センター通信等を利用した啓発	センター通信「ウィザス」No.90号(2017年秋号)で「あしやの男女共同参画」というタイトルで、女性の就業について「M字カーブ」の現状や、「ワーク・ライフ・バランス」に関する意識について取り上げた。 (4500部発行)	107	109	B	センター通信「ウィザス」で女性の就業についての現状やワーク・ライフ・バランスについて取り上げたことで、啓発につながった。	広報あしや・センター通信等を利用した啓発	男女共同参画推進課
		6	病児保育	引き続き窓口での周知等によって利用を促し、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して事業を実施していく。	市立芦屋病院施設内にて実施 利用者延べ人数：194人 (H28：147人) (病児保育利用者：延べ194人) (病後児保育利用者：0人)	10,861	23,457	B	平成28年度に比べて利用者延べ人数が増加している。 今後の課題として、引き続き事業の周知に努めるとともに、利便性を考慮したうえで受入れ箇所を増やし、提供体制のさらなる確保に努める。	窓口での周知等によって利用を促し、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、芦屋病院での病児・病後児保育事業については、当日受付を開始する。	子育て推進課 (子育て施設担当)

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
		7	留守家庭児童会	<ul style="list-style-type: none"> 平日 放課後 土日 午前9時から午後5時 学校の長期休業日等 午前8時30分から午後5時 低学年の待機児童をなるべく出さない。 	小学校8校(12学級)で実施(通年) <ul style="list-style-type: none"> 平日 放課後から午後5時 土日 午前9時から午後5時 学校の長期休業日等 午前8時から午後5時 延長 (平日)午後5時から7時 3月31日を閉級した。 全市の待機児童を対象に、夏休みのみ民間事業者に委託し、精道幼稚園でひまわり学級のぞみを開設した。 低学年の待機児童2名 	165,570	196,967	B	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童が発生したため、施設や人員等の整備が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平日 放課後 土日 午前9時から午後5時 学校の長期休業日等 午前8時から午後5時 対象児童を6年生まで拡大する。 低学年の待機児童をなるべく出さない。 	青少年育成課
		8	ノー残業デーの実施 WLB休暇の計画的取得の促進啓発	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーの実施 平日午後8時に音楽を流す 人事課職員の見回り WLB休暇の計画的取得の促進啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 毎週水曜日及び金曜日をノー残業デーとし、時間外勤務する部署には申請書を提出させ、意識づけを行った。 帰宅意識を啓発するため、毎日午後8時に音楽を流した。 9月及び3月の庁議にてワーク・ライフ・バランス休暇の啓発を行った。 ノー残業デーに残業をする職場には申請書の提出を求め、人事課職員が見回り、ワーク・ライフ・バランスの意識づけに努めた。 計画的な休暇取得をするよう「ワーク・ライフ・バランス休暇の取得予定表」を配布した。 	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇の平均取得日数は、11.96日で、前年度実績から0.27日増加した。 課題は、時間外勤務の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ノー残業デーの実施 平日午後8時に音楽を流す 人事課職員の見回り WLB休暇の計画的取得の促進啓発 	人事課
		9	育児休業・介護休業制度について市職員への普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 職員ハンドブックや掲示板を活用し、全職員に制度の周知を図る。 ワーク・ライフ・バランス通信を発行し、制度について全職員への啓発に努める。 男性職員の育児休業取得率の増加を目指す。女性職員の育児休業取得率100%の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業・介護休業の取得を促した。 掲示板を活用し、全職員へ制度の周知を図った。 掲示板にて「ワーク・ライフ・バランス通信」を3号まで(通算15号まで)発行した。 	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> H29年度中に育児休業を取得した職員は17名(女性13名、男性4名)、介護休業を取得した職員は1名(男性1名)であった。 H29年度の育児休業の取得率：女性100%、男性16.6% 男性職員の育児休業・介護休業の利用率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 職員ハンドブックや掲示板を活用し、全職員に制度の周知を図る。 ワーク・ライフ・バランス通信を発行し、制度について全職員への啓発に努める。 男性職員の育児休業取得率の増加を目指す。女性職員の育児休業取得率100%の維持に努める。 	人事課
③就労機会の拡大、労働環境の改善などを各方面に働きかけ、女性が働きやすい条件と環境をつくります。		10	女性活躍に関する啓発・講座	女性活躍推進事業として、再就労等を目指す方が参加し、役立つ内容のパソコン講座や再就業や地域活動にチャレンジする女性への個別相談を実施する。(3枠×6回)	女性活躍推進事業として、女性活躍推進講座、パソコン等就労支援講座、就労準備講座、起業フォーラム、イクメン交流会等8講座を開催した。	341	658	A	就労支援パソコン講座・女性のための出前チャレンジ相談・女性のための働き方セミナーについては、継続して実施できた。「女性のための出前チャレンジ相談」は、3回から6回へ増やすことができ、1回3枠の予約枠もほとんど埋まっていた。新規事業も前年度より多く実施し、また多くの講座で募集定員より多くの参加申し込みがあった。	女性活躍推進事業として、再就労等を目指す方が参加し、役立つ内容のパソコン講座や起業や地域活動にチャレンジする女性への個別相談、講座等を継続的に実施する。「女性のための出前チャレンジ相談」は本年も3枠×6回実施予定。	男女共同参画推進課
		11	女性パソコン講座	女性パソコン講座の実施	上宮川文化センターパソコン室でワード、エクセルの初級操作について講義した。	96	144	B	受講者の女性の社会参加・社会貢献に役立った。	最新パソコン及びソフトを導入し、継続して実施する。	上宮川文化センター

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
④性差別による暴力防止についての啓発を推進します。芦屋市DV相談室の相談機能の充実によってDV被害を防止します。DV被害者の早期発見・安全確保などの支援を警察・市・県等の関係機関が連携し行います。		12	DV、セクシュアル・ハラスメント、売買春等の女性に対する暴力をなくす運動	「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止」「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止」「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施した(11月24日)。JR芦屋駅付近にて、啓発チラシ・グッズの入った手提げ袋を市民に対して配布。	25	22	B	女性に対する暴力について、芦屋警察や関係団体と合同で実施することにより、より効果的な啓発につながった。	「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止」「いじめ防止」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	男女共同参画推進課
		13	女性のためのDV相談	配偶者等からのDV相談・支援	芦屋市DV相談室において、配偶者等からのDV相談を行い、必要に応じて一時保護などの支援を行った。	7,642	11,277	B	DV相談を行い、必要に応じて一時保護などの支援を行うことが出来た。	配偶者等からのDV相談・支援	男女共同参画推進課
		14	緊急一時保護等の援護措置	関係機関と連携し、一時保護及び必要に応じ母子自立支援施設への入所措置を行う。	DV被害者に対し、救護施設への入所を新規に1件実施した。	1,572	2,712	B	被害者の精神的安定を図り、自立に向けた準備が可能となった。施設を見つけるまでに時間を要す。	保護した者の生活の向上を図り、自立に向けた支援を進める。	生活援護課 子育て推進課
		15	DV被害者支援ネットワーク会議の開催	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携会議を開催	DV被害者支援ネットワーク会議を開催した(7月10日)。	0	0	B	芦屋警察署生活安全課、芦屋市医師会によるDV被害者支援の研修を行ったことで連携を図ることができた。	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携会議を開催。ネットワーク専門部会については平成30年度より2回程度開催。	男女共同参画推進課
⑤若年層に対するデートDVの予防に関する啓発活動を進めます。		16	刊行物による啓発	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	デートDVに関するチラシを作成し、男女共同参画センターでの配架、成人式での配布を行った(700部発行)。ホームページにはデートDV啓発漫画を掲載。センター通信「ウィザス」No.91号(2017年冬号)で「それ、DVです。相談しませんか?」というタイトルで、デートDVについても取り上げた。(4500部発行)	107	109	B	・チラシやセンター通信の配架・配布を行うことで、デートDVの啓発につながった。 ・成人式では、啓発チラシを配布することで、多くの若年層にデートDVの理解を促すことができた。	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	男女共同参画推進課
⑥市附属機関などの施策決定過程への女性の参画促進を図るとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。		17	女性委員比率40%を目標に積極的な男女共同参画推進	市附属機関等における女性委員の割合は目標値(40%)まで増加させる。	市附属機関等における女性委員の割合がH29.4.1は36.9%となった。	0	0	C	平成28年度(38.9%)より女性委員の割合は減少となってしまった。計画策定時の目標値を40%としているため、今後も増加に向けて取り組む必要がある。	市附属機関等における女性委員の割合を目標値(40%)まで増加させる。	男女共同参画推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
3-2 子どもの人権	①子どもの権利条約、児童虐待防止法などについて、その意義と内容の周知・啓発を進めます。	18	子どもの権利条約の周知	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	「子どもの権利条約」のリーフレットを保育所3歳児、幼稚園年長組・小学校6年生・中学校3年生などに配布	0	0	B	子どもの人権について周知・啓発を行った。中学校の授業では教材として活用される等、啓発が進んだ。	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	子育て推進課(こども係)
		19	いじめ・児童虐待防止啓発事業	【いじめ防止】 教育委員会や市内の小中学校等関係機関と更なる連携を図り、いじめ防止啓発事業を継続実施することで、市内全域にいじめ防止意識を定着させる。 【児童虐待防止】 児童虐待防止月間に「児童虐待防止」「いじめ防止」と「女性に対する暴力をなくす運動」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	【いじめ防止】 ・いじめ問題対策連絡協議会の実施(5月、10月) ・いじめ防止啓発事業「親子で考えよう! いじめをなくす魔法のこぼ」の募集(対象:市内在住・在学の小中学生)(7月~9月) ・いじめ防止啓発街頭キャンペーンの実施(11月) ・いじめ防止啓発事業の受賞者表彰式・講演会・展示会の実施(表彰式・講演会:保健福祉センター、展示会:市役所、阪神芦屋駅地下通路)(11月~12月) ・いじめ防止の状況等の変化に対応するため「芦屋市いじめ防止基本方針(改定版)」を作成(3月) 【児童虐待防止】 11月の「児童虐待防止推進月間」に「DV防止対策」、「いじめ防止対策」との合同キャンペーンを実施 キャンペーングッズやチラシの配布等行うことで虐待防止への関心を高める取り組みを行った。	【いじめ防止】 319 【児童虐待防止】 98	【いじめ防止】 241 【児童虐待防止】 81	A	【いじめ防止】 平成27年度から2年連続で実施していた標語の募集について、小中学生がより考えやすいよう、語数指定の無い「いじめをなくす魔法のこぼ」という形式で募集したところ、小学生の応募数が増加した。また、受賞者の表彰式と同日に講演会も開催し、市民全体に対して広くいじめ防止の啓発を行った。 今後は、いじめ問題対策連絡協議会をより実効性のあるものにするため、関係機関との連携方法の検討を行うとともに、学校現場におけるいじめの実態について、協議会委員や市民に対して情報提供を行う機会を持つ。 【児童虐待防止】 「DV防止対策」「いじめ防止対策」との共同の取り組みで効果的な啓発ができ、大勢の方の参加を得ることができた。	【いじめ防止】 教育委員会や市内の小中学校等関係機関と更なる連携を図り、いじめ防止啓発事業を継続実施することで、市内全域にいじめ防止意識を定着させる。 【児童虐待防止】 児童虐待防止月間に「児童虐待防止」「いじめ防止」と「女性に対する暴力をなくす運動」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)	子育て推進課(政策係)(子育て支援センター)
②いじめの防止・早期発見については、「芦屋市いじめ防止基本方針」などに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。また、児童虐待についても、「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。	20	子育て(来所・電話)相談	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、子育てホットラインでの相談、窓口相談、また、家庭児童相談室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	相談件数 ・子育てセンター2,535件 ・夜間・休日電話(児童養護施設三光塾に委託) 延べ380件	502	562	B	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、窓口相談、また、家庭児童相談室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	子育て推進課子育て支援センター	
		家庭児童相談	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	相談件数:292件 うち児童虐待に関するもの68件	16,270	14,680	B	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図った。	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	子育て推進課子育て支援センター	
		いじめ問題対策審議会の運営	・芦屋市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策に関する事項や重大事態に係る事実関係に関する事項について審議し、いじめ問題に対する未然防止・早期発見やその対応について提言を受ける。 ・芦屋市いじめ防止基本方針の改定を行う。	年2回実施 平成29年8月22日(火) 平成30年2月19日(月) ・県の改定を受けて、芦屋市いじめ防止基本方針の改定を行った。	128	198	B	・「重大事態が起こった場合の対応」や「学校におけるいじめに対する組織対応」について、具体的事例をもとに協議を行い、各学校に対して、指導・提言を行うことができた。	芦屋市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの対策の現状や事例を基に事実関係について審議し、いじめ問題に対する未然防止・早期発見やその対応について提言を受ける。	学校教育課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
		23	カウンセリングセンター相談事業	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関と整理、統合も視野に入れて連携の充実を目指す。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。(電話相談112件 面接相談213件) 相談窓口ポスターを作成し、各学校へ配布、掲示をおこなった。	3,225	3,246	B	・相談対象の高校生の割合が、全体の23.1%となっており、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	学校教育課
		24	青少年愛護センター相談事業	・青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。 ・相談窓口の充実	相談件数16件	0	0	B	・青少年愛護センター職員(教育職)が対応しているため、学校との連携は取りやすい。	・青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	青少年愛護センター
		25	要保護児童対策地域協議会の運営	代表者会議年1回、実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催 児童虐待防止研修会を開催	要保護児童対策地域協議会での連携(子育て推進課主催) 代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議224回、児童虐待防止研修会1回開催し、配偶者暴力相談支援センターや県機関等との連携した。	0	0	B	法理解や実務者、担当者間の信頼関係により、複数の関係機関との連携による支援が実現した。	代表者会議年1回、実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催 児童虐待防止研修会を開催	子育て推進課子育て支援センター
	③地域の協力や子育てグループの育成などを通じ、子育てを地域社会で支援することを促進します。	26	あい・あいの実施	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。周知のため、保健センターと連携し、4ヶ月児健診の際に案内し、利用者の増加を図る。	公共施設5か所(打出教育文化センター、潮芦屋交流センター、上宮川文化センター、三条集会所、朝日ヶ丘集会所)で実施した。 開催回数:56回 利用者数:575名	97	137	B	地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりを行った。子育て親子が地域と交流できるよう、今後、事業のさらなる周知が必要。	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。周知のため、保健センターと連携し、4ヶ月児健診の際に案内し、利用者の増加を図る。	子育て推進課子育て支援センター
		27	自主活動グループの育成・支援	自主活動グループの育成・支援と交流の場の提供を行っていく。	自主活動グループ:12グループ 実施回数269回 延4604人 グループ交流会:3回 講師料の提供	71	140	B	グループ交流会を実施することでグループの情報交換ができた。また、各グループへ講師料の提供を通して、活動活性化のための支援を実施した。	自主活動グループの育成・支援と交流の場の提供を行っていく。	子育て推進課子育て支援センター
	④防犯・防災体制の充実、見守り活動の推進など、子どもにとって安全な地域・社会の実現に努めます。	28	地域主体の見守り活動	青少年育成愛護委員の地道な活動を継続する。単に子どもの見守り活動にとどまらず、地域のコミュニティを醸成し、まちづくりにも積極的に参加する。	育成愛護委員数216人。巡視回数606回。 延べ参加人数5120人。各班集会(8班)月1回。市内合同パトロールを10月20日に実施して67人が参加した。	3,300	3,440	B	青少年育成愛護委員による日常的な街頭巡視活動(子どもの見守りや声かけ・通学路の点検・街路公園等の点検等)を行っている。市の青少年の落ち着いた状況を維持し、健全育成に貢献している。	委員数や巡視回数が毎年増加の傾向にあり、その安定した運営が継続できるようにする。	青少年愛護センター
		29	安全教育推進事業	家庭や地域と連携し、子どもたちが安全な環境で安心して学校生活が送れるよう、安全確保のための体制を確立し、安全教育及び防犯教育を地域ぐるみで推進する。 特に、幼稚園と小学校1年生の歩行訓練の中に、自転車の乗り方について指導する内容を盛り込み、保護者啓発も図りながら自転車事故の防止に取り組む。 ・精道中学校区3小学校で通学路点検を実施する。	・幼稚園・小学1年生での歩行訓練、小学4年生・中学生の自転車教室の内容をPDCAサイクルに基づき、地域環境と発達段階にあった内容になるよう検討し、実践してきた。 ・精道小学校、宮川小学校、打出浜小学校の通学路点検を実施し、通学路の安全を確保すると共に、登下校時の交通ルールについて指導が必要な内容について明確にし、校外児童会等で児童に指導した。 ・Jアラート発生時の対応について整備し、学校園での避難訓練及び保護者への周知を図った。	1,180	361	B	交通安全教室の内容を、地域の環境に合わせて、子どもたちの意識が高まるよう見直した。繰り返し指導してきたことで、自転車及び自動車の交通事故が減少した。また、自転車に乗る際の子どもヘルメット着用義務や保護者への啓発も行ったことで周知が図られた。 今後も引き続き、交通安全や防犯教室を開催し、家庭とも連携しながら、安全及び防犯の意識を身に付けられるよう周知を図る。	・家庭や地域と連携し、子どもたちが安全な環境で安心して学校生活が送れるよう、安全教育及び防犯教育を地域ぐるみで推進することを継続する。 ・幼稚園の卒園前の交通安全教室の実施や小学校入学時の歩行訓練等に継続して取り組む。防犯については保護者啓発も図りながら、計画実施する。 ・山手中学校区の山手小学校、朝日ヶ丘小学校・岩園小学校で通学路点検を実施する。	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
3-3 高齢者の人権	①関係機関との連携を密にし、財産侵害、虐待などの早期発見を図ります。権利擁護支援センターについての広報と相談体制の充実に努めます。	30	権利擁護推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人について、行政内や関係機関への周知。 養護者による虐待対応マニュアルの完成及び行政、関係機関への改訂内容の啓発。 障がい者福祉施設へのアンケート調査・研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市権利擁護支援センター運営委員会2回開催(6月・3月) 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会3回開催(6月・12月・3月) 権利擁護支援者人材バンク登録21名 ワークショップ 5地区開催(岩園・宮川・三条・潮見・朝日ヶ丘) 市民後見人について福祉部内部にてケースを通して周知の実施 養護者による高齢者虐待対応マニュアルの改訂 障がい者福祉施設へのアンケート調査を実施し、アンケート結果をもとに障がい者福祉施設従事者を対象とした研修会の開催(3月1日) 社会福祉協議会法人後見3件受任 	2,250	2,350	B	<ul style="list-style-type: none"> 小地域でのワークショップにて「権利擁護」をテーマに作成した紙芝居を用い、地域における権利擁護支援について周知・啓発を行ったことで、地域で取り組み可能な権利擁護支援のイメージを持つことにつながった。 虐待対応マニュアルの改訂により、権利擁護支援システムの構築と推進を行った。 今後、市民後見人活動マニュアルを用いた研修や、市民後見人の推薦システムを活用した運用、虐待対応マニュアルの改訂を行った後の研修を行うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人について、行政内や関係機関への周知。 市民後見人活動マニュアルを用いた研修の実施。 養護者による虐待対応マニュアルを用いた行政、関係機関への改訂内容の啓発 ワークショップ 4地区にて実施。(山手・精道・打出浜・浜風) 	地域福祉課
	②医療機関との連携、高齢者生活支援センターの機能強化を進めます。	31	医療機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携支援センターの役割や具体的活用事例の周知啓発により、年間相談件数を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 「在宅医療・介護連携支援センター」を医師会医療センター内に設置。平成28年4月より運用を開始した。平成29年度相談件数は142件。(平成28年度実績：102件) 	8,208	8,208	B	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護の連携を推進することにより、住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができる。課題として、相談窓口のさらなる周知が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携支援センターの役割や具体的活用事例の周知啓発により、年間相談件数を増やす。 	地域福祉課
		32	高齢者生活支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援型地域ケア会議に向け、検討をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内4箇所の高齢者生活支援センターで自立支援型地域ケア会議のあり方を検討した後に、11月に専門職を招いた検討会を実施。 	0	400	B	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援型地域ケア会議のあり方を専門家を招いた検討会で、①自立生活を阻害している要因を探る、②課題解決のために必要な支援内容を専門職等から意見を聞く、③課題解決のための目標の設定、④地域課題を解決するために必要な資源。上記4つを検討できる会議にすることが必要であることが分かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援型地域ケア会議を活用し、リハビリ職等と連携して多職種が参加し、専門職の意見を取り入れる体制を構築する。 	高齢介護課
		33	認知症初期集中支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の支援を行う高齢者生活支援センターやケアマネジャーに対してチームの役割の周知を行い、対応件数を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月より認知症初期集中支援チームを設置し、各高齢者生活支援センターで把握した対象ケースについて医師・看護師・高齢者生活支援センター職員を構成員とするチームで初期集中支援を実施した。平成29年度対応実績は5件。(平成28年度実績：3件) 	4,355	5,400	B	<ul style="list-style-type: none"> チームによる集中的な支援により、受診や介護サービス利用につながっていない方を適切な支援につなぐことや、家族支援を行うことにより、課題解決につながった。今後の課題として、対応件数が少ないため、チームの役割を周知していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の支援を行う高齢者生活支援センターやケアマネジャーに対してチームの役割の周知を行い、対応件数を増やす。 認知症地域支援推進員等と対応事例について共有し、より効果的な支援体制について検討する。 	地域福祉課
③自治会、自主防災会、民生児童委員などとも連携して高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。	34	災害時の要援護者支援の取組	<ul style="list-style-type: none"> 台帳の情報を活用した防災訓練の実施と参加者へのアンケートの実施。 要配慮者名簿の受け取りについて自治会への説明を実施。 緊急・災害時要援護者台帳の取扱いについて民生委員・児童委員各ブロック会において説明を実施 緊急・災害時要援護者台帳システムを導入し、緊急・災害時や平常時からの見守り活動等円滑な支援が行える体制整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員による平常時からの見守り活動を実施 緊急・災害時要援護者台帳の取扱いについて民生委員・児童委員各ブロック会において説明を実施した。 緊急・災害時要援護者台帳システムを導入し、緊急・災害時や平常時からの見守り活動等円滑な支援が行える体制整備を行った。 	6,621	540	B	<ul style="list-style-type: none"> 自治会、自主防災会、福祉推進委員と要配慮者名簿の取り交わしを行った。 緊急・災害時要援護者台帳システムの導入により、地図と台帳を連携させることで支援者が活用しやすい帳票を作成することができた。 緊急・災害時要援護者台帳の普及啓発を行い、登録者数を増加させることが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急・災害時要援護者台帳の取扱いについて、民生委員・児童委員各ブロック会において説明を実施 支援者の意見を聴取し、緊急・災害時要援護者台帳システムの更なる活用を図る。 緊急・災害時要援護者台帳の普及啓発を行い、登録者数を増加させる。 	地域福祉課 高齢介護課 障害福祉課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
		35	地域見まもりネット事業	地域見まもりネットの参加事業者の増加に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 個別に事業所を訪問し、事業への参加を促した。(H29:登録事業者数 126件) 地域見まもりネットの参加事業者へ認知症高齢者の見守り・SOSネットワークへの協力を依頼した。 	0	0	B	<p>主要な商店街への呼びかけは回り終え、当初の目標であった100件を達成した。</p>	<p>事業者に直接呼びかけ、新規の参加事業者を増やす。</p>	高齢介護課
		36	地域発信型ネットワーク会議の開催	各課題に対する認識の地域差の解消、課題解決のための資源の見直し・発掘を目指し、改めて全市的に地域再発見として地域アセスメントを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉ブロック会議23回(H28:11回) 中学校区福祉ネットワーク会議3回(小地域福祉ブロック会議・中学校区福祉ネットワーク会議出席者計1015名)(H28:1回 出席者 473名) 地域ケアシステム検討委員会3回 地域福祉推進協議会2回 	2,242	2,348	A	<ul style="list-style-type: none"> 社会資源の把握等を目的に「地域白書」の作成を各町で取り組んだことで、開催回数や参加人数の増加につながった。 「地域白書」作成を通して、各町の社会資源や課題を町単位で認識することができ、解決に向けて取組の検討を始めた。 各課題に取り組むための地域資源の把握や、各課題に対する認識に地域差がある。 	<p>平成29年度作成した「地域白書」を活用しながら「課題抽出・課題解決」のボトムアップ型の会議から地域の活動の活性化を推進する。</p>	地域福祉課
④支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを進めます。		37	認知症施策	<ul style="list-style-type: none"> 認知症当事者インタビューと事業者アンケートを実施し、認知症に関する課題を把握する。 認知症ケアパスの作成 	<p>認知症の方との接客経験及び来客した場合の対応についてインタビューし、言動が気になったことが多数を占めていること、また、認知症の方の対応についても気づき、対応できていることが分かった。認知症ケアネット作成のためにプロジェクトチームを発足後に、各関係団体からもヒアリングを実施し、意見を参考に作成した。</p>	6,556	0	B	<p>認知症の方への接客等についてインタビューをすることで、住民が考えている生の声を取得できた。課題として、①認知症の当事者を中心とする地域の醸成、②認知症サポーター養成講座の質・量の充実、③認知症相談センターとしての機能強化、④若年性認知症の方のニーズ把握と資源の整備の4つが課題であると認識した。また、認知症ケアネット作成について、より住民が手にとりやすいものにするために、次年度以降に再度検討が必要になった。</p>	<p>左記の4つの課題解決のために、現状を把握する。認知症ケアネット作成の際に、より住民が手にとりやすいものにするにすること及び普及啓発の実施</p>	高齢介護課
		38	認知症サポーター養成事業	<p>年間受講者1,000人は目標として維持しつつ、小・中学生等の受講者増加を目指す。</p>	<p>認知症サポーター養成講座を総合事業のサービス従事者研修のカリキュラムに入れる等の工夫を行い、年間受講者数769人を方の受講があった。今年度から、従来の講座の開催に加えて、キッズスクエアでの開催(1回)を行い、小・中学生の受講者の増加に取り組んだ。</p>	1,500	1,500	B	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する正しい知識を持つ人が増えることにより認知症の人の見守りやサポートが行える人が増え、認知症の人・家族が暮らしやすい地域になる。課題として、認知症サポーター養成講座を幅広い世代に受講してもらおう工夫が必要。 関係機関と協議を行い、キッズスクエアでの開催を行うことができた。キッズスクエアでの開催を全市に広げることができるよう取り組む必要がある。 	<p>年間受講者1,000人は目標とし、キッズスクエアでの開催を始め、小・中学生等の受講者増加を目指す。</p>	地域福祉課
⑤元気な高齢者の社会参加と就労の機会を充実し、生きがいの増進に努めます。		39	生きがい・社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者生きがい活動支援通所事業について必要な見直しや拡充を検討し、閉じこもりがちな高齢者が社会参加しやすい体制づくりを図る。 継続して高齢者が参加できる行事を開催し、社会参加を促進する。 	<p>高齢者生きがい活動支援通所事業は、平成29年度から新規の事業者が新たな教室を開設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続して高齢者が参加できる行事を開催した。 <p>高齢者のつどい：約400人 スポーツ大会：雨天中止</p>	154,500	166,467	B	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のバス利用について分析を行った結果、市が実施する「高齢者バス運賃助成事業」を利用するよりも民間の社会資源を活用する方が安価になる方がいることが判明した。今後どのように民間の社会資源を周知できるかが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のバス利用者へ民間の社会資源を周知し、市民の選択肢を広げる。 継続して高齢者が参加できる行事を開催する。 	高齢介護課
		40	シルバー人材センター支援	<p>会員の増強、受注の拡大を図れるよう支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 継続してシルバー人材センターの運営費を補助した。 シルバー人材センターと定例会(年2回)を実施し、意見交換を行った。 9月(高齢者月間)に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行った。 <p>会員数：1,109人(前年度から17人増加) 受注金額：4億6924万円(前年度から64万円減少)</p>	20,000	20,000	B	<p>会員が増加するとともに、会員同士の交流が活発になった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 シルバー人材センターと定例会(年2回)を実施し、意見交換を行う。 9月(高齢者月間)に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行う。 	高齢介護課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
	⑥交通施設・公共施設のバリアフリー化推進など、高齢者などすべての人にとってやさしく快適なまちづくりを進めていきます。	41	交通安全施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵工事の実施。箇所数：10箇所 施工延長：520m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。箇所数：38 ・交通安全対策として啓発看板の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵工事の実施。箇所数：11箇所 施工延長：405m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。箇所数：22 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。 	26,045	29,272	B	<ul style="list-style-type: none"> ・旧規格や老朽化した交通安全施設（転落防止柵、ガードレール等）の改修及び新設並びに歩道切下げ部のバリアフリー化により、歩行空間の安全性向上につなげていく。課題として近年の件数等の高騰により、1箇所あたりの施工金額が上昇し、当初予定件数を達成できなくなる可能性がある。 ・巻きシート等啓発看板の設置数が増加することで、啓発効果の低下が懸念されることに加え、景観への影響や公共サイン計画との整合性が今後課題となる可能性がある。 ・啓発看板、巻きシートは電柱に設置しているが、無電柱化の進捗に伴い、啓発物の設置方法の検討が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵等工事の実施。箇所数：13箇所 施工延長：163m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。箇所数：40 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。 	道路課
		42	公園施設のバリアフリー化	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	西浜公園園路のバリアフリー化 宮塚公園園路のバリアフリー化	26,848	34,106	B	国庫補助金の配分額の減少のため、公園整備及び施設改修が計画どおりに実施できない場合があるため、課題となっている。	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	公園緑地課
		43	公共建築物のバリアフリー化	公共施設の改修計画に合わせて、バリアフリー化を進めていく。	2公共施設（潮見幼稚園・浜風小学校）において多目的トイレの改良、段差解消を実施した。（多目的トイレのバリアフリー化率81.7%）	421,731 (施設全体の改修工事費を含む)	891,229 (施設全体の改修工事費を含む)	B	改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった。	分庁舎・岩園保育所・西浜公園において多目的トイレの設置、浜風小学校においてスロープの設置	建築課
3-4 障がいのある人の人権	①啓発活動や地域での交流活動などを充実し、障がいに対する差別意識や偏見をなくすため人権意識の高揚に努めます。	44	障がい理解のための啓発	市内プロジェクトチーム終了後も、障がいを理由とする差別の解消について継続的に取り組んでいく。また、改訂後の「啓発冊子」を活用し、市内の公立小・中学校における福祉学習を通じて、障がいに対する理解を促進する。	社会福祉協議会を通じて、市内の小学校の福祉学習時に障害理解のための啓発のために「冊子」を活用いただいた。	0	0	B	効果測定のための手段がなく、今後の検討課題と認識している。	効果測定の方法について、引き続き社会福祉協議会と検討し、周知活動についても行っていく。	障害福祉課
	②ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの理念の一層の普及を図るとともにバリアフリー化などを進め、だれもが安心・安全・快適に暮らせるまちづくりをめざします。	45	交通安全施設のバリアフリー化（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵工事の実施。箇所数：10箇所 施工延長：520m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。箇所数：38 ・交通安全対策として啓発看板の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵工事の実施。箇所数：11箇所 施工延長：405m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。箇所数：22 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。 	26,045	29,272	B	<ul style="list-style-type: none"> ・旧規格や老朽化した交通安全施設（転落防止柵、ガードレール等）の改修及び新設並びに歩道切下げ部のバリアフリー化により、歩行空間の安全性向上につなげていく。課題として近年の件数等の高騰により、1箇所あたりの施工金額が上昇し、当初予定件数を達成できなくなる可能性がある。 ・巻きシート等啓発看板の設置数が増加することで、啓発効果の低下が懸念されることに加え、景観への影響や公共サイン計画との整合性が今後課題となる可能性がある。 ・啓発看板、巻きシートは電柱に設置しているが、無電柱化の進捗に伴い、啓発物の設置方法の検討が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵等工事の実施。箇所数：13箇所 施工延長：163m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。箇所数：40 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。 	道路課
		46	公園施設のバリアフリー化（再掲）	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	西浜公園園路のバリアフリー化 宮塚公園園路のバリアフリー化	26,848	34,106	B	国庫補助金の配分額の減少のため、公園整備及び施設改修が計画どおりに実施できない場合があるため、課題となっている。	公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。	公園緑地課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
		47	公共建築物のバリアフリー化(再掲)	公共施設の改修計画に合わせて、バリアフリー化を進めていく。	2公共施設(潮見幼稚園・浜風小学校)において多目的トイレの改良、段差解消を実施した。(多目的トイレのバリアフリー化率81.7%)	421,731 (施設全体の改修工事費を含む)	891,229 (施設全体の改修工事費を含む)	B	改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった。	分庁舎・岩園保育所・西浜公園において多目的トイレの設置、浜風小学校においてスロープの設置	建築課
		48	意思疎通支援事業	読み書き(代読・代筆)情報支援員の養成を職員及び権利擁護支援者養成研修受講修了生を対象に実施する。また、本年4月施行の「芦屋市心がつながる手話言語条例」に基づき、手話奉仕員の養成等、手話の普及啓発の施策推進に努める。	手話奉仕員養成講座(手話入門)を受講して、芦屋市の手話奉仕員に登録された方を対象にフォローアップ研修を開催した。啓発活動については、全庁的に手話の出前講座を実施した。	855	233	B	公立小中学校の出前講座(福祉学習)は2校、フォローアップ研修は1回(9名)。職員向け研修が23回250名参加した。庁内研修を実施したが、あいさつと名前だけであり、それだけでは啓発にはなったものの、手話を学ぶとなると内容の見直しが必要である。	フォローアップ研修は4回/年、手話に関するリーフレットは今年度中に作成予定。職員向け研修については内容の充実に向けて検討する。	障害福祉課
	③雇用の促進など、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。	49	障がいのある人の就労支援	障がいのある人の自立のため、就労機会の拡大が図られるよう、就労支援員と阪神南障害者就業・生活支援センターの連携を継続するとともに「障がい者就労支援者連絡会」を中心に関係機関の連携を強化する。	昨年度に比べ普通校に進学した発達障がいや軽度知的障がいのある高校生の相談が増加。学校の先生と連携して卒業後の進路の支援をするケースも増えた。「継続して働けるよう、企業や他機関と連携した支援の実施」については、就職してから落ち着くまでは職場訪問を多くして安定してくると徐々に訪問回数を減らしていった。就労移行支援事業所を通して就職された方へは事業所とも連携して支援した。「家庭が不安定なケースは、関係機関と連携した支援の実施」については、家族関係に課題のある人や、生活困窮のケースでは基幹相談、一般相談、計画相談の相談員と連携し福祉サービス利用など生活の基盤が整うよう支援を実施。「芦屋市役所のチャレンジド雇用への定着支援、期間満了後の就労へ向けての支援の実施」については、チャレンジド雇用で、初めてフルタイムの仕事を体験し、自信をつけて一般就労へ繋がった人や、まだ就職に結びつかなくても現在就労移行支援事業所を利用して就職活動をしている人もいる。働くということが具体的にイメージ出来るようになり、求職活動に意欲的になっている人が多い。 平成29年度実績 一般就労 19名 A型 14名	0	0	B	複数の障がいがある方や、生活困窮に陥っているケースも多く、相談がより複雑になっている。単に就職だけが目標でなく、安心して生活出来ることを目指し他機関と連携した支援が不可欠。 ①複雑なケースの増加、その方に合った適切な対応が出来るように相談員の資質向上が必要。②登録者が増え、対応する時間が十分に取れない。	①複雑なケースに対応出来るよう、研修などに積極的に参加し 相談員の資質向上を図る。 ②医療、福祉、教育、就労、司法など、多様なネットワーク支援を行う。 ③芦屋市役所チャレンジド雇用への定着支援、期間満了後の就労へ向けての支援の実施	障害福祉課
	④障がい児の療育支援体制の整備を推進します。	50	療育支援の実施	円滑な事業運営が行えるよう、他の関係機関との連携によるフォロー体制の整備を検討する。平成29年度より家庭療育支援講座を本格実施する。	家庭療育支援講座については5月より実施(1クール:5回 平成29年度は4名参加)今後継続的に実施予定。	7	12	B	母親支援については、子供とのかかわり方について一定評価できた。今後市が主体となって実施するための体制づくりや他の関係機関との連携によるフォロー体制の整備が課題。	他の関係機関との連携によるフォロー体制の整備に際して、問題点の整理に取り組む。	障害福祉課
		51	特別支援教育の推進	・各学校において、障がいのある子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、個別の指導計画に基づいた教育を進める。 ・特別支援コーディネーターを核として、各学校園の教職員の特別支援教育への専門性を高めていく研修を行う。 ・学校園におけるインクルーシブ教育について研究を行い、取組体制を整備する。 ・特別支援教育支援員、介助員を小中学校に配置し、個別の支援の充実を図る。	・特別支援教育センター専門指導員による巡回指導をし、支援の必要な幼児児童生徒への個別の指導計画を作成し、支援の充実を努めた。 ・特別支援に係る研修会。研究会に参加し、特別支援教育への理解と専門性の向上を図った。 ・特別支援教育支援員、介助員を学校園に配置し、特別な支援を要する幼児児童生徒を支援した。	57,018	61,884	B	・特別支援コーディネーター会をはじめ、1年を通して計画的に研修会を行い、専門性の向上を図ることができた。 ・特別支援教育支援員、介助員を各校に計画的に配置し、幼児児童生徒の支援を行うことができた。 ・各学校園や保護者からの教育相談にこたえるべく、学校園や関係機関とのさらなる連携を行い、専門指導員による支援をより充実していく必要がある。	・各学校において、市内統一した個別の指導計画を作成し、障がいのある子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、より丁寧な個別指導の充実を図る。 ・特別支援コーディネーターを核として、各学校園の教職員の特別支援教育への専門性を高めていく研修を行う。 ・特別支援教育支援員、介助員を小中学校に配置し、個別の支援の充実を図る。	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
	⑤相談窓口の周知・啓発に努めるとともに相談拠点の充実を図ります。	52	障がい者相談支援事業	高浜町に建設予定の社会福祉複合施設との連携等、相談支援機能の体制整備の検討を行う。	高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について、関係者・当事者団体を交えて、地域生活支援拠点の検討会を4回にわたり開催。	0	0	B	地域生活支援拠点の整備に係る課題の整理ができた。24時間相談支援体制の構築については引き続き課題となっている。	平成30年10月頃に建物完成し、11月に運営開始予定。社会福祉法人「山の子会」と業務の詳細について協議。	障害福祉課
	⑥障がいを理由とする差別に関する相談や争い事などに対応するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、ネットワークの構築を図ります。	53	芦屋市障害者差別解消支援地域協議会の設置	「障がい者差別解消支援地域協議会」において、障がいを理由とする差別の解消に向け、関係機関の連携を図っていく。	芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱第3条に掲げる者を委員とし、2回/年度協議会を実施した。 第1回では①障害者差別解消法施行に伴う各機関での取り組み状況について②芦屋市の取り組み③合理的配慮の推進について、第2回では①合理的配慮の取り組みについて②障害を理由とする差別に関する相談対応について③平成29年度芦屋市権利擁護支援フォーラムその他について協議した。	161	198	B	各委員の取り組みについて情報共有することができたが、市内すべての障がいのある人の「こういうことをしてほしい」という要望を引き出すかが課題。 各関係機関において、個々の職員の意識を図るために、チェックシートを用いて組織内の周知を図りたい。	各関係機関において、個々の職員の意識を図るための、チェックシートについて、具体的な取り組み方法について検討する。 各関係機関との情報共有等、連携強化していきたい。	障害福祉課
3-5 同和問題	①人権課題としての同和問題をより広く啓発して、すべての市民の理解を高めます。人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターにおいては、より市民に親しみやすい講演会などの事業に取り組みます。	54	広報紙等による啓発	広報紙等による啓発を行う。 平成28年12月に施行した部落差別解消推進法の周知を行う。	・職員人権研修 実施日：平成29年8月4日 内容：部落差別解消推進法の意義と課題 講師：奥田均さん（近畿大学人権問題研究所教授） ・部落差別解消推進法リーフレットを「日々の生活と人権を考える集い2017」及び市内公共施設で配布・配架し、啓発を行った。 ・ひょうご人権ジャーナル「きずな8月号（同和問題）」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。	0	0	B	継続して広報紙等で啓発・周知を行う必要がある。	広報紙等による啓発を行う。 平成28年12月に施行した部落差別解消推進法の周知を行う。	人権推進課
		55	講演会・映画会・展示会等の開催	・上宮川文化センターにおいて、市民に親しみやすい講演会などを実施する。	○児童センター講演会「もっと知りたい！子ども心を育む絵本の世界」 参加者：20名 ○児童センター映画会「えっちゃんの戦争」 参加者：320名 ○人権啓発映画上映会ヒューマンライツシアター（全3回） 参加者：599名 ○シネポケットひゅーまん 参加者：251名	559	646	B	市内外から多くの参加者を得ることができた。	上宮川文化センターにおいて、市民に親しみやすい講演会などを実施する。	上宮川文化センター
	56	差別発言・落書きなどに対する意識啓発	差別発言、落書きなどに対する意識啓発を行う。	ひょうご人権ジャーナル「きずな8月号（同和問題）」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。（再掲）	0	0	B	インターネットの悪用による差別表現が見られるため、継続して啓発を行っていく必要がある。	差別発言、落書きなどに対する意識啓発を行う。	人権推進課	
	②差別発言・落書き、戸籍謄本等に対する不正取得などに対する市民の正しい認識を広げます。	57	戸籍謄本等に対する不正請求、不正取得に対する意識啓発	引続き本人通知制度の周知を図るなかで、周知啓発を行う。	郵送での第三者請求の場合等に、本市で本人通知制度を実施している旨をお知らせする文書を同封して返送するなど周知を図ることで不正請求の抑止につながった。	0	0	B	本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止力となるので引続き請求者への周知を図っていく必要がある。	引続き本人通知制度の周知を図るなかで、周知啓発を行う。	市民課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
	③住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	58	「本人通知制度」の周知	引き続き啓発グッズやちらしを作成し、人権啓発行事等の機会を通じて周知を図る。	啓発グッズとしてポケットティッシュを作成し、チラシとともに人権啓発行事等の機会に配布して周知を図った。	23	24	B	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引き続き周知を図っていく必要がある。	引き続き啓発グッズやちらしを作成し、人権啓発行事等の機会を通じて周知を図る。	市民課
		59	「本人通知制度」の適正な運用	引き続き適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。 平成32年度までの目標1,000人	平成29年度末登録者数848人 (前年度から82人増加した)	0	0	A	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引き続き適正な運用を行うとともに周知に努める。	引き続き適正な運用に行い、登録者数の増加を目指す。 平成32年度までの目標1,000人	市民課
3-6 外国人の人権	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	60	多様性を尊重する人権意識の啓発	継続して、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う。	広報紙(5月15日号)で特集記事を掲載し、啓発を行った。 内容:「多文化社会ってどんな社会?」 寄稿者:松岡 洋子さん(岩手大学教育推進機構グローバル教育センター教授)	35	0	B	効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	継続して、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う。	人権推進課
	②外国人への情報提供を充実するとともに、子どもたちも含めた異文化交流の機会を広げ、国籍を超えた相互理解とコミュニケーションの向上を支援します。	61	英語版広報紙等の発行	テキスト版をホームページで公開し自動翻訳などの多言語対応を進める。	・4月、7月、10月、1月に各1,200部発行	0	0	B	外国人住民に役立つタイムリーな情報をできるだけ多くの外国人住民に届ける。	英語版のニュースレターだけでなく、「広報あしや」についてもテキスト版をホームページで公開し自動翻訳などの多言語対応を進める。	広報国際交流課
		62	モンテペロ市との姉妹都市交流	姉妹都市学生親善使節交換事業の実施。 モンテペロ市紹介パンフレットの作成。	・姉妹都市学生親善使節交換事業:モンテペロ市へ2名派遣、モンテペロ市から2名受け入れし、歓送迎会、小中学校訪問などを行った。(参加者数:のべ726人) ・モンテペロ市紹介パンフレットを作成した。(4000部)	86	0	B	姉妹都市交流については、幅広い世代の市民への周知が必要。	姉妹都市学生親善使節交換事業の実施。	広報国際交流課
		63	外国人への日本語学習支援教室の実施	指定管理事業(参加者数) ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室(大人対象)週4日全5クラス,1,246人(講師含む) 日本語教室(子ども対象)週1日全1クラス,310人(講師含む)	指定管理事業(参加者数) 日本語教室(大人対象)週4日5クラス,延1,967人(講師含む) 日本語教室(子ども対象)週1日1クラス,延377人(講師含む) 日本語ボランティア講師ブラッシュアップ研修18人(講師含む)	0	0	B	引き続き、指定管理者と協力しながら、日本語教室を広報する必要がある。	指定管理事業(参加者数) ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室(大人対象)週4日全5クラス,1,470人(講師含む) 日本語教室(子ども対象)週1日全1クラス,280人(講師含む)	広報国際交流課
		64	民間事業者に委託しているため、事業計画が適切に行われるように支援する。	日本語学級を50回実施、延べ223人が受講。	30	30	B	事業計画に基づき、日本語学級が適切に行われていることを評価する。	民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、平成31年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。	公民館	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
		65	国際理解教育の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 小学校外国語活動の教科化に向けて、検討委員会を設置し、協議する。 日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒への効果的な支援方策を探る。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校外国語活動推進事業 全小学校5, 6年生を対象に地域人材と担任の協働による外国語活動を推進した。(1学級あたり年間35時間) ALT配置事業 全中学校を対象にALTと教科担任の協働による実践的な外国語授業を実施した。 帰国・外国人支援連絡協議会を開催し、支援団体、学校、行政が今後の支援のあり方を協議した。 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒を対象に通訳および学習支援を行った。また、放課後の学習支援等を行った。 	22,419	32,531	B	<ul style="list-style-type: none"> 帰国・外国人児童生徒の支援のあり方については、各学校における個別対応にとどまっていることから、今後は、帰国・外国人支援連絡協議会での協議も踏まえながら、全市的な施策について、研究し、その成果を広げていく必要がある。 平成32年度小学校外国語の全面実施に向けて、検討委員会を設置し、協議していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校外国語活動早期化・教科化の全面実施に向けて、検討委員会を設置し、協議する。 日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒(特に初期の日本語指導が必要な児童生徒)への効果的な支援方策を探る。 	学校教育課
③各種案内の多言語表記などの情報提供をはじめとして、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。		66	各種案内の多言語表記	今後の改修計画においても案内の必要な施設については、多言語表記への対応を検討していく。	H29は該当する改修工事がなかったため、実績はなし。	0	0	—	H29は該当する改修工事がなかったため、実績はないが、今後分庁舎新設に伴い、引き続き多言語表記での対応を行っていく。	今後の改修計画においても案内の必要な施設については、多言語表記への対応を検討していく。	用地管財課 建築課
		67		「芦屋市外国人住民への多言語表記による情報提供に関する基本指針」に基づき、多言語での情報発信に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口案内の英語版を作成(50部) 健康カレンダー、ごみカレンダーの英語版を発行 	4	4	B	多言語での効果的・効率的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口案内の英語版を作成(50部) 「芦屋市外国人住民への多言語表記による情報提供に関する基本指針」に基づき、多言語での情報発信に取り組む 	広報国際交流課 お困りです課
		68		モデル路線においてサインを整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 案内サイン設置 阪神芦屋駅東口改札付近 2箇所 誘導サイン設置 鳴尾御影線、駅前線交差付近 2箇所 	5,184	6,300	B	<ul style="list-style-type: none"> 公共サインの規格について、一定の基準を設けることで良好な都市景観の創出につなげることが出来る。 文字の大きさ等に規格があるため、視認性の確保に関して課題が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 案内サイン設置 JR芦屋駅北側 2箇所 誘導サイン設置 大正橋付近 2箇所 	道路課
		69	窓口対応の充実	新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。	平成29年10月16日、新入職員を対象に「やさしい日本語」の研修を開催。	0	0	B	引き続き研修等を通じて「やさしい日本語」を、できる限り多くの職員に周知する。	新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。	広報国際交流課
		70	やさしい日本語表記	一部「やさしい日本語」で発行しているが、全部を「やさしい日本語」で発行する。 新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。(再掲)	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を一部「やさしい日本語」により発行。 平成29年10月28日、講師に(公財)兵庫県国際交流協会・村松紀子氏を講師に迎え、災害時の外国人への情報提供の研修を開催。30人が参加。	47	49	B	一部「やさしい日本語」で発行しているが、全部を「やさしい日本語」で発行する必要がある。 引き続き研修等を通じて「やさしい日本語」を、できる限り多くの職員に周知する。(再掲)	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を引き続き「やさしい日本語」により発行。 新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。(再掲)	広報国際交流課
		71	三者間通話システムの導入	広報紙等で外国人への周知を図り、通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の要望に応え、コミュニケーションを図る。	平成28年度から三者間通話システムを導入(英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語の5言語対応) 相談件数6件：全て英語 (内訳)2件：指令台での救急通報受信に使用 4件：指令台での救急通報受信と救急現場での活動時に使用	299	378	B	H28に3件、H29に6件の利用があり、コールセンターへの接続及び要望への対応もスムーズに行えた反面、外国人への周知が不足していた。	市のホームページや広報紙等を活用して外国人への周知を図り、通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の要望に応え、コミュニケーションを図る。	消防本部

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
		72	災害時の在住外国人への支援	<ul style="list-style-type: none"> 災害時外国人支援講座の開催 外国人用災害時パンダナの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年11月11日、講師に岩手大学教育推進機構 グローバル教育センター教授 松岡 洋子氏を講師に迎え、災害直後の避難所での支援活動の研修を開催。28人が参加。 外国人用災害時パンダナが完成し、避難所となる小学校等の防災倉庫に配備した。 パンダナの認知度を向上させるため、芦屋市防災総合訓練や外国人サポーター講座、全戸配布のあしや防災ガイドブックにて、パンダナを取り上げ、用途や使用方法、設置場所を啓発した。 	1	141	B	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、災害時の外国人支援については、防災訓練や講座等を通じて市民への啓発を進めていく必要がある。 	災害時の外国人支援のための講座の開催	広報国際交流課 防災安全課
	④在住外国人の市民参画を推進します。	73	在住外国人の地域活動への参加	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を通じて地域活動への参加を促す。	英語版広報紙「アシヤニュースレター」にボランティア募集等の情報を掲載した。脱退（4月、7月、10月、1月に各1,200部発行。）	595	1,690	B	在住外国人の地域活動への参加を推進するため、情報提供等を充実する必要がある。	英語版広報紙「アシヤニュースレター」を通じて地域活動への参加を促す。	広報国際交流課
3-7 HIV感染者などの人権	①各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間などを機にして、広報・講演会など幅広い教育・啓発を推進します。	74	広報紙等による啓発	ポスターの掲示、パンフレットの設置。	「世界エイズデー」にあわせて、保健センターや庁内にポスターを掲示した。	0	0	B	「HIV感染」に限らず、「各感染症」について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるよう、周知・啓発していく必要がある。	ポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。	人権推進課 健康課
3-8 犯罪被害者などの人権	①犯罪被害者等の人権について、広く啓発と周知を図るとともに、犯罪被害者等を支援していきます。	75	犯罪被害者等人権についての啓発	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 大学准教授による職員人権研修「犯罪被害者支援の現状と取組等について」を開催し、犯罪被害者支援に対する理解を深めた。(12月1日) 弁護士会主催の勉強会に参加し、犯罪被害者支援に対する理解を深めた。 条例に基づく支援内容を広報紙へ掲載した。(2回) 	25	25	B	職員人権研修の開催以降、各課職場研修のテーマに「犯罪被害者の人権」をとりあげる課がいくつか見受けられた。今後も継続して犯罪被害者への支援の重要性について理解を深めるため啓発活動が必要である。	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行う。	建設総務課 人権推進課
		76	犯罪被害者等の支援	犯罪被害者等に対して、関係機関と連携して適切な支援を行う。	犯罪被害者の状況について、芦屋警察やひょうご被害者支援センターから事前に聞き取り情報共有を図ったほか、犯罪被害者に対し、市の条例に基づく支援金の支給を行った。(1件)	100	654	B	芦屋警察やひょうご被害者支援センターとの連携は今後も継続していく。犯罪被害者を日常生活上支援していくために市役所内での各課連携が今後の課題である。	犯罪被害者等に対して、関係機関と連携して適切な支援を行う。	建設総務課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
3-9 刑を終えて出所した人の人権	①「社会を明るくする運動」や犯罪予防活動を通して、保護司の役割や周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるとともに、社会全体で支援していけるような地域社会の実現に向けて、啓発活動を充実していきます。	77	「社会を明るくする運動」などを通じた啓発活動	各団体と連携を図り、確実に各種事業を実施していくことで、当該事業を広く周知し、地域の理解につなげていく。	社会を明るくする運動の関連事業として、以下のとおり実施した。 ・社会を明るくする運動 芦屋市推進委員会 昨年度の決算報告、今年度の活動予定計画案の協議 等 ・7月該当一斉行動日(街頭キャンペーン) 啓発グッズの配布、市民への呼びかけ ・社会を明るくする運動 市民の集い参加者 450名 警察音楽隊の演奏、優良警察官感謝状贈呈式、講演「子どもの理解と関わりかた～犯罪者も初めはかわいい赤ちゃんだった～」等 ・小中学生への啓発 啓発ボールペン配布 ・社会を明るくする運動 学習会 ・公開ケース研究会(グループ討議)	531	531	B	市民の集いや公開ケース研究などに参加される保護者(P T A協議会や愛護委員としての参加者)からは「よかった」との意見が90%以上あり、継続して実施していくことの必要性を感じるとともに、一定の効果があったと考える。 一方、市民の集いに参加する方に偏りがあるため、街頭キャンペーンや横断幕の設置、広報活動等、更なる周知が必要である。 また、小中学生に対する啓発も継続が必要である。	社会を明るくする運動を通し、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、市民の集いや街頭キャンペーンでの参加者数を増やす。	社会福祉課
3-10 情報化に伴う人権侵害	①インターネットの適切な利用について、子どもを含めた教育・啓発活動を推進します。情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについても理解を深めていく教育・啓発活動を進めていきます。	78	情報モラル教育の実施	・芦屋の人権教育で培った、これまでの取り組みの積み上げを生かし、若手教職員の育成につなげていく。また、若手育成の過程において、ベテラン教諭から知識や技術を伝える機会を設定することで、芦屋の取り組みを今後もますます発展・深化させていきたい。	・人権教育に係る内容を含む研修講座を4回実施し、延べ144名が受講した。 ・情報モラルを含むICT研修講座を10回開催し、71名が受講した。 ・兵庫県立芦屋国際中等教育学校にて「携帯電話やスマートフォンの正しい利用の仕方を知る」というテーマで人権教室を実施し、470名が参加した。	90	100	B	・教育活動に係る多くの研修の中に、人権に係る要素を取り入れることで、多くの教職員に対して研修・啓発を行うことができた。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を拡充していく必要がある。	・芦屋の人権教育で培った、これまでの取り組みの積み上げを生かし、若手教職員の育成につなげていく。また、若手育成の過程において、ベテラン教諭から知識や技術を伝える機会を設定することで、芦屋の人権教育の取り組みを今後もますます発展・深化させていきたい。	打出教育文化センター 人権推進課
		79	啓発活動、研修会、講演会等の実施	インターネット、スマートフォンに関する啓発活動を行う。	・青少年育成愛護委員会と共催でスマホに潜む危険性についての研修会を、西宮サポートセンター所長を招き実施した。(1月16日。参加者41人) ・2月20日には中学校区青少年健全育成推進会議と合同で「スマホより親子の会話を」と題した研修会を実施した。(参加者63人)また、「子ども向けインターネットルールガイド」などの啓発資料を配布した。	29	29	B	・インターネットやスマホの急速な進展に対しては、兵庫県警の担当者や実際にサイバーパトロールを行っている方から今現実に行っている事象やその対策についての研修会を実施した。	・インターネットやスマホの急速な進展に対応して、保護者、青少年関係者の情報リテラシー(活用能力)や情報モラルが向上するように、研修会、啓発活動を実施する。	青少年愛護センター
	②市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。	80	人権の視点から適切な情報発信を行う	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	新たに職員向けのマニュアルを作成し、広報紙やホームページ等の作成にあたって、人権の観点から使用することが好ましくない用語を使用しないよう啓発を行った。	0	0	A	・新たに職員向けのマニュアルを作成し、統一した基準を設けたことで人権の視点に立った適切な情報発信と意識向上につながった。 ・法改正等により使用できない用語、使用することが好ましくない用語等の検証を随時行っていく必要がある。	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	広報国際交流課 人権推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
3-11 性的少数者の人権	①性的少数者の人たちは、社会の無理解に苦しんでいることも多いことから、「性的指向」や「性自認」について、また、多様な性があることについて正しい理解が進むように啓発します。 性的少数者の人たちが、とくに教育や就労の場などで差別やいじめに結びつくことがないよう、広く啓発活動を進めます。	81	性的少数者に対する正しい理解の啓発	広報における特集や主要記事の掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間記念事業「日々の生活と人権を考える集い2017」を開催 内容：仲岡しゅんさん講演会「性的マイノリティってなに？」～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～ 実施日：平成29年11月8日 参加者：429人 ・第61回ふれ愛シネサロン 啓発映画「彼らが本気で編むときは、」を上映(2回) 実施日：平成30年2月3日 参加者：204人 ・職員人権研修 内容：「セクシュアルマイノリティを知る」 実施日：平成30年2月9日 講師：レインボー神戸 主宰 内藤れんさん 参加者：45人 ・広報紙による啓発(3月1日号) 内容：セクシュアルマイノリティ(性的少数者)の人権「誰もが「自分らしく」生きられる社会へ」 ・職員が性的少数者の理解者であることをわかりやすく示す「レインボーカラーバッジ」を作成した。 ・ポスター展の開催「LGBTって知ってる？」(淀川区作成) 	862	0	A	広報紙・講演会・研修等で、重点的に啓発を行い、周知・理解を深められた。 継続して、性的少数者に対する正しい理解が進むよう啓発の機会を増やしていく必要がある。	性的少数者に対する正しい理解が進むよう啓発の機会を増やす。	人権推進課
	②性別違和を持つ人たちに配慮するため、公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、削除するよう進めます。	82	申請書等の不要な性別記載欄の削除。	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。 	性別記載欄の削除が可能な申請書等において、性別記載欄の削除を行った。	0	0	B	未対応のものについて、進捗管理を行っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。 	人権推進課
3-12 その他の人権問題	①アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等と連携し、教育・啓発活動を進めます。	83	アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	(公財)人権啓発センターが実施するアイヌの方々の相談事業についてポスターやチラシによる周知を行った。	0	0	B	ポスターやチラシでの啓発にとどまっている。民族としての伝統や現状の認識、理解の具体的啓発を考える必要がある。	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	人権推進課
	②北朝鮮当局による拉致問題は、喫緊の国民的課題であり、この問題についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めていく啓発活動を推進します。	84	北朝鮮当局による拉致問題についての関心と認識を深める啓発	北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発を行う。	啓発週間ポスターの掲示 広報紙による啓発	0	0	B	効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発を行う。	人権推進課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額 (千円)	H30歳出予算額 (千円)	所管課 評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
	③ヘイトスピーチ、ワーキング・プア*、ブラック企業*など新たな課題に対して、実態を把握するとともに、人権の視点から対応の検討を進めます。	85	新たな課題に対する市民の理解の促進	ヘイトスピーチを中心にポスターの掲示などを通じ、周知・啓発を行う。	・啓発ポスターの掲示。	0	0	B	新たな人権課題に対する取組を積極的に周知し、啓発を行っていく必要がある。	ヘイトスピーチを中心にポスターの掲示などを通じ、周知・啓発を行う。	人権推進課

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○地域・事業所・その他の場や機会の人権教育・人権啓発の方向性に沿った進行管理											
地域・事業所・その他の場	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出 決算額 (千円)	H30歳出 予算額 (千円)	所管 課 評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
4-3 地域	①社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。	1	関係団体との連携による事業の実施	・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。	・芦屋市人権教育推進協議会の理事会や委員会等にオブザーバーとして出席し、求めに応じてアドバイスをを行った。また、定期総会、全体研修会、研究大会の準備・支援を行った。	1,119	1,119	B	・芦屋市人権教育推進協議会の円滑な運営のための支援を行うことができた。	・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。	生涯学習課
		2		・芦屋市人権教育推進協議会と連携し人権週間記念講演会を実施する。	人権週間記念事業「日々の生活と人権を考える集い2017」を開催 内容：仲間しゅんさん講演会「性的マイノリティってなに？」～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～ 参加者：429名	555	721	B	・アンケート回収率66.2% ・講演を聞いて、人権問題に対する関心や理解が深まったとする回答が97.9%であり、本講演会が人権啓発事業として効果があったものと認められる。 また、講演会の中で多様な性があるということをわかりやすく伝えるため、折り紙を使って説明をしたところ、非常に好評であった。 ・若年層の参加者を増やす工夫をする必要がある。	・芦屋市人権教育推進協議会と連携し人権週間記念講演会を実施する。	人権推進課
		3	人権週間啓発事業	法務局、人権擁護委員と連携して人権週間啓発事業を実施	人権週間記念事業「日々の生活と人権を考える集い2017」にあわせて、法務局、人権擁護委員と連携し啓発を行った。人権啓発リーフレット等を配布。	0	0	B	・平成28年度は、JR芦屋駅周辺にて街頭啓発を行ったが、人権週間記念講演会の開催にあわせて啓発を行ったことで、より効果的に市民に啓発を行うことができた。	法務局、人権擁護委員と連携して人権週間啓発事業を実施	人権推進課 生涯学習課
		4	人権教室	人権擁護委員による児童対象の人権教室を実施	①兵庫県立芦屋国際中等教育学校 「携帯電話やスマートフォンの正しい利用の仕方を知る」参加者：470名 ②岩園幼稚園 「紙芝居や人権キャラクターを用いて思いやりの心、命の大切さを学ぶ」参加者：44名 ③山手小学校 「啓発DVDや人権キャラクターを用いて思いやりの心、命の大切さを学ぶ」参加者：3年生児童128名	0	0	A	それぞれの発達段階に応じた人権教育を行うことで、思いやりの心、命の大切さを学ぶことができた。また、近年増加しているインターネット等における人権侵害について、正しい利用方法や危険性について学ぶことができ、人権意識の向上につながった。	人権擁護委員による児童対象の人権教室を実施	人権推進課
		5	社会福祉施設、特設人権相談	人権擁護委員と連携して、H30年度の実施に向けて準備する。	人権擁護委員及び関係機関と調整して、福祉施設の候補を考えた。	0	0	B	受け入れ態勢の整った施設を選定するのに苦慮。施設利用者とその家族等に広報する手段を工夫する必要がある。	人権擁護委員と連携して、特設人権相談所を実施する。	人権推進課

地域・事業所・その他の場	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
	②出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。	6	生涯学習出前講座の案内、募集、実施	平成28年度の準備を踏まえ、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を、平成29年度に円滑に実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習出前講座の実施(46件) あしや学びあいセミナーの実施(4件) 社会教育関係団体公募提案型補助金制度の実施(交付決定9件) 	280	750	B	新規事業である、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を円滑に実施することができた。今後は、2つの制度の更なる周知が必要である。	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、生涯学習の推進を図る。	関係課
	③地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。	7	地域の行事、イベントなどの場を活用した啓発活動	様々な行事、イベントの場で啓発活動を行う。	コミュニティスクールの夏祭りや福祉フェアにおいて啓発グッズを配布した。	0	0	B	子どもから大人まで多くの参加者が見込めるイベントにて啓発グッズを配布できたので、人権意識の向上につながった。	様々な行事、イベントの場で啓発活動を行う。	関係課(人権推進課)
	④地域で人権教育・人権啓発を推進する指導者の養成に取り組めます。	8	人権啓発リーダーの養成講座の実施	新たな人権課題をテーマとして実施する。	○上宮川文化センター人権講演会 内容：人権問題をみんなで考え、正しく学ぶ。LGBTって何？ 講師：内藤れん氏(コミュニティースペース「れいんぼー神戸」主宰) 参加者：59名	31	105	B	全国隣保館連絡協議会女性職員等研修会と共催したことにより、広域的な教育・啓発を行うことができた。例年1回あたりの参加者数の増加など、対象を拡大する方向で調整が必要。	開催場所、時期、内容、対象者、事業名について検討し、より大きな効果を得られるよう実施する。	上宮川文化センター

地域・事業所・その他の場	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
4-4 事業所	①経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。	9	事業所人権研修の実施	商工会と協力し、会員事業者をはじめとする勤労者を対象とした人権教育講座を開催する。	企業人権啓発セミナー2018の開催 内容：「落語の世界で学ぶ人権」 講師：落語家 月亭八斗 氏 参加者数：67名（H28年:20名）	89	35	B	親しみやすい落語を通じて、人権について学ぶ機会を設けることで、人権への関心を深めると共に、人権意識の向上につながった。	引き続き商工会と協力し、会員事業者をはじめとする勤労者を対象とした人権教育講座を開催する。	地域経済振興課 人権推進課
		10	福祉施設における特設人権相談所開設（再掲）	人権擁護委員と連携して、H30年度の実施に向けて準備する。	人権擁護委員及び関係機関と調整して、福祉施設の候補を考えた。	0	0	B	受け入れ態勢の整った施設を選定するのに苦慮。施設利用者とその家族等に広報する手段を工夫する必要がある。	人権擁護委員と連携して、特設人権相談所を実施する。	人権推進課
4-5 その他の場や機会	①阪神地域など広域的な観点に立った教育・啓発活動を図ります。またこの一環として、情報の共有や広報媒体・教材の共同開発、啓発セミナーの共同実施などに取り組みます。	11	広域的な人権教育・啓発等の実施	・人権教育・啓発を行う際に、阪神地域における関係機関と連携する。	・「日々の生活と人権を考える集い2017」では、阪神地区人権・同和教育研究協議会に研修の開催を案内し、阪神地域を中心に市外からも多くの方が参加した。 参加者：188名（アンケート回答者）	555	721	B	・市外からの参加者も多く、広域的な教育・啓発を行うことができた。	・人権教育・啓発を行う際に、阪神地域における関係機関と連携する。	人権推進課 人事課
		12		H29年度についても適切に本事業を継続実施する。	・全国隣保館連絡協議会女性職員等研修会と共催で上宮川文化センター人権講演会を開催した。 内容：人権問題をみんなで考え、正しく学ぶ。LGBTって何？ 講師：内藤れん氏（コミュニティスペース「れいんぼー神戸」主宰） 参加者：59名 ・パネル展示 期日：平成29年12月18日（月）～25日（月） 内容：LGBTを正しく学ぶ ポスター提供：関西学院大学・宝塚市・大阪市淀川区他	31	75	B	共催したことにより、広域的な教育・啓発を行うことができた。また、関西学院大学等の協力により、充実した内容のポスター展を開催できた。	H30年度についても、適切に本事業を継続実施する。	関係課（上宮川文化センター）

地域・事業所・その他の場	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
	・公職にある人、地元出身で知名度の高い人など人権の実現に影響を与える人びとへの教育・啓発への協力依頼などを図り、効果を高めます。	13	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発の実施	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間記念事業「日々の生活と人権を考える集い2017」開催 内容：仲間しゅんさん講演会「性的マイノリティってなに？」～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～ 参加者：429名 ・芦屋市企業人権啓発セミナー2018開催 内容：落語の世界で学ぶ人権 講師：月亭八斗さん（落語家）参加者：67名 ・広報紙による啓発（5月15日号） 内容：「多文化社会ってどんな社会？」 寄稿者：松岡 洋子さん（岩手大学教育推進機構グローバル教育センター教授） 	679	826	B	<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者、外国人に対する理解の促進につながった。 ・事業者、市民の人権意識の向上を図る機会となった。 	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発を実施する。	人権推進課
	②市の広報紙を中心に、ホームページ、広報チャンネル、まちナビ、広報掲示板をさらに活用した啓発活動を推進するとともに、特徴あるイベントで各種のマスメディアを効果的に活用します。	14	広報媒体、マスメディアを活用した啓発	人権に関するイベントにおいて、様々な広報媒体を活用するとともに、マスメディアを効果的に活用する。	人権に関するイベントを実施する際に、広報紙、ホームページ、まちナビ、ケーブルテレビ、広報掲示板等で告知した。また、大規模のイベントにおいては、各種のマスメディアに積極的に情報提供を行った。	0	0	B	人権に関するイベントにおいて、市内だけでなく、市外からも多くの参加者を得られた。	人権に関するイベントにおいて、様々な広報媒体を活用するとともに、マスメディアを効果的に活用する。	広報国際交流課 関係課

地域・事業所・その他の場	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
○市職員等への教育・啓発											
5-1 職員の意識向上	①職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。	15	人権に関わる研修	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成実施計画（平成27～29年度）に基づき、人権意識を高める研修を実施する。 ・各種、行政課題に沿った研修の実施について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①人権教育推進協議会講演会「みんなが笑顔になるために」～気づきと実行～ 参加者 13名 ②人権週間記念事業「性的マイノリティってなに？」～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～ 参加者 68名 ③職員人権研修（前期）「部落差別解消推進法の意義と課題」 参加者 93名 ④職員人権研修（後期）「犯罪被害者支援の現状と取組について」 参加者 78名 ⑤第3回職員人権研修「セクシュアルマイノリティを知る」 参加者 45名 ⑥企業人権セミナー「落語の世界で学ぶ人権」 参加者 19名 ⑦人権啓発映画会（第61回ふれ愛シネサロン）「彼らが本気で編むときは、」 参加者 10名 ⑧人権リーダー養成講座「セクシュアルマイノリティって何？」～LGBTを正しく学ぶ～ 参加者 16名 ⑨男女共同参画研修「女性活躍推進とワーク・ライフ・バランス」 参加者 40名 	1,062	1,275	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各種、行政課題に沿った人権研修を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成実施計画（平成30～33年度）に基づき、人権意識を高める研修を実施する。 様々な人権問題をテーマに研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権推進課 人事課 男女共同参画推進課 上宮川文化センター 地域経済振興課
		16	講演会、研修会への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的に取り組む人権課題に対する研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティに対する人権など重点的に取り組む課題に対する研修を行い、研修を実施する際には、職員用の庁内LANの掲示板に研修案内を掲載し、研修を周知するとともに、庁議、課長級へのメール配信によって、職員の研修参加を呼び掛けた。 ・芦屋市人権教育推進協議会が主催する「人権教育推進協議会講演会」に職員を派遣した。 	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修参加を促進することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が主催する研修や講演会のほか、関係団体が主催する講演会への参加を促進させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事課 人権推進課

地域・事業所・その他の場	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
	②管理職は人権感覚を習得するとともに所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、すべての部署において施策・事業ごとに人権課題の整理を行い、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。各職場での人権意識を高めるため、そのリーダーとなる人権啓発・研修担当員の設置について検討します。	17	職場人権研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 継続して各職場に人権リーダーを設置し、職場人権研修を行う。 様々なテーマで研修をしてもらうため、職員人権研修や講演会等の参加を促進させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 主な人権課題からテーマを選定し、職場単位で研修を実施（平成29年7月～平成30年3月） 職場単位で人権リーダーを設置し、様々な人権課題をテーマにし、意見交換等を行った。 	1	1	B	<ul style="list-style-type: none"> 職場単位で実施し、意見を出し合うことによって職場全体で人権について考える機会となり、意識の向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して各職場に人権リーダーを設置し、職場人権研修を行う。 様々なテーマで研修をしてもらうため、職員人権研修や講演会等の参加を促進させる。 	人権推進課 人事課
	③セクシュアル・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*の問題をはじめ、さまざまな職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる庁内体制を充実します。また、各部署におけるコミュニケーションを高めるとともに、明るく働きやすい職場環境をつくりまします。	18	学校内のセクシュアル・ハラスメント防止対策	引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努めるとともに、教職員が気軽に相談できる体制づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口を設置するとともに、職場内での啓発に取り組み、相談しやすい職場環境づくりに努めた。 相談窓口を設置し、芦屋市「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」を周知、さらにはリーフレットを全校配布した。（市内小中学校11校） 	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> 県や市の通知を有効に活用し、教職員の意識の向上を図った。常に意識が高い状態が続くよう啓発すること。 	引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努めるとともに、教職員が気軽に相談できる体制づくりに努める。	教職員課
		19	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知を図る。 事案に的確に対応できるスキルを習得できるよう、管理監督職、セクシュアルハラスメント相談員を対象に「ハラスメント対策研修」を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知した。 部長・課長級職員及びハラスメント相談員を対象に「EAPラインケア研修会」を開催し、ハラスメント対応の実際について理解を深めた。（年1回） 	5,994	6,480	B	<ul style="list-style-type: none"> セクシュアルハラスメント相談員及び管理監督職について、ハラスメント相談の知識、スキルを向上させることができた。 具体的な事案に対して的確に対応できるように研修内容の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知を図る。 事案に的確に対応できるスキルを習得できるよう、管理監督職、セクシュアルハラスメント相談員を対象に「ハラスメント対策研修」を実施する。 	人事課

地域・事業所・その他の場	方向性	NO	事業内容	H29事業実施目標	H29事業実施実績	H29歳出決算額(千円)	H30歳出予算額(千円)	所管課評価	H29実施効果・課題	H30事業実施目標	所管課
5-2 特定職従事者意識向上	①教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。	20	計画的な人権研修	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の人権教育全体計画及び年間指導計画を整備し計画に沿った実践を深める。 人権教育に関する教職員の資質の向上を目指した研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校園の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じた人権教育を計画的に実施した。 人権研修会を計画的に開催し、教職員の人権意識の向上を図った。 芦屋市人権教育推進協議会との連携を図った。 児童生徒の人権意識の高揚と、実践的な態度の育成を目指して、各学校が独自の課題を設定し、研修を実施した。また、引き続き全小中学校で人権作文に取組み、人権作文集「ふれあい」を発行した。 	129	156	B	<ul style="list-style-type: none"> 各学校が自校の実情に合わせた課題について外部講師を招いての研修を実施するケースが増えてきた。今後は、複雑化してきているネット環境下での問題や性的マイノリティの問題など、今日的な人権課題に対する理解を深める研修にも取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の人権教育全体計画及び年間指導計画を整備し計画に沿った実践を深める。 複雑化してきているネット環境下での問題や性的マイノリティの問題など、今日的な人権教育に関する教職員の資質の向上を目指した取組みを実施する。 	学校教育課
		21	課題別研修	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋の人権教育で培った、これまでの取り組みの積み上げを生かし、若手教職員の育成につなげていく。また、若手育成の過程において、ベテラン教諭から知識や技術を伝える機会を設定することで、芦屋の取り組みを今後もますます発展・深化させていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修において芦屋の同和教育の歴史や児童生徒との関わりの中での人権意識を学ぶ研修を行った。 ベテラン教諭が講師となり、若手教員が学ぶ研修「子どもの笑顔輝く学級開き授業開き準備講座」を学年末に実施した。 	49	50	B	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修講座において12名の新任教員が「子どもが抱える困難への気づき、対応や一人一人を大切にすること」などについて学ぶことができた。 子どもの見方や叱り方、認め方など子どもの人権を大切にすることの具体的な指導法をベテラン教諭から学ぶことができた。(参加者24名・参加者評価4点満点中3.9点) 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋の人権教育で培った、これまでの取り組みの積み上げを生かし、若手教職員の育成につなげていく。また、若手育成の過程において、ベテラン教諭から知識や技術を伝える機会を設定することで、芦屋の取り組みを今後もますます発展・深化させていきたい。 人権同和教育に焦点化させた研修を企画する。 	打出教育文化センター
	22	プライバシー保護の徹底、相談業務に関する研修の実施	個人情報保護の徹底、相談業務に関する研修の実施	個人情報保護の徹底、相談業務に関する研修を継続して実施する。	保健福祉センター内に従事している福祉関係者・保健関係者(事業所職員を含む)等に対して、個人情報等の保護を徹底するための情報セキュリティの実施方策(パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど...)を毎週開催している館内連絡会を通じて、実際に他所で起きた事例や芦屋市の取組をあげながら、随時注意喚起してきた。	0	0	B	個人情報の保護やプライバシーへの配慮は保健福祉センター従事者として当然理解しているが、実例を踏まえ、対策を周知することで、意識の向上・具体的な行動へつなげられるよう努めている。	継続して実施する。	関係課(福祉センター)
23	②福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します	23	プライバシー保護の徹底、相談業務に関する研修の実施	継続して実施。	業務に関する研修に積極的に参加した。また、自主的な研修にも参加した。 <ul style="list-style-type: none"> 部内研修 課内研修 人権研修会 権利擁護研修 生活困窮者研修 社会福祉主事研修 等 	0	0	B	職員の人権意識が高まり、処遇の充実につながった。	<ul style="list-style-type: none"> レインボーバッジを活用し、課内での人権研修に取り組む。 引き続き部内、庁内、対外的な研修に積極的に参加し、人権意識を高める。 	関係課(生活援護課)
	③私立学校、各種学校等や民間の医療施設、福祉施設等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実を促します。	24	関係機関への研修の実施	継続して実施。	病院入院患者、福祉施設入所者への訪問を通して、被保護者の処遇の確認を行い、施設関係者と情報交換を行った。(約25世帯)	0	0	B	長期に入院・入所している被保護者の実態を把握し、人権に則った適正な処遇が行われているか確認し、生活保護の原理・原則を周知した。	長期に入院・入所している被保護者が孤立せず安心して生活ができるよう、また、職員が尊厳をもって接遇できるような情報を共有する。	関係課(生活援護課)